



令和4年9月22日

兵庫労働局長
鈴木一光 殿

兵庫地方最低賃金審議会
会長 梅野巨利

兵庫県自動車小売業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和4年7月15日付け兵労発基 0715 第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

兵庫県自動車小売業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
兵庫県的区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
(1) 自動車小売業（二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く。）
(2) (1) に掲げる産業において管理，補助的経済活動を行う事業所
(3) 純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1) に掲げる産業に分類されるものに限る。）
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
(1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者
(2) 雇入れ後 3 月未満の者であって、技能習得中のもの
(3) 次に掲げる業務に主として従事する者
イ 清掃又は片付けの業務
ロ 洗車又はワックスかけの業務
ハ 塗装におけるマスキング又はさび止め処理の業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1 時間 9 6 3 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和 4 年 12 月 1 日